

# 白岡ニュータウン自治会だより

～ 挨拶と花と緑の明るいニュータウン ～

《 安全で安心して暮らせる街づくりを実現しよう！ 》

《 守ろう！住環境維持のルールとペットマナー 》

中秋号

平成19年10月 1日  
白岡ニュータウン自治会 発行  
会長 辻野 正治



白岡町柴山のコスモス 10月中旬からが見ごろです

## ＝お品書き＝

1. 納涼盆踊り大会開催報告  
8月18日（土）恒例の盆踊り大会が開催されました。  
二重三重に踊りの輪ができました。
2. 特集『高齢者の介護について』  
身近な人に介護が必要となったら… どこに、誰に相談したらよいのか？  
不安を感じたことはありませんか？ そんな疑問について調べてみました。
3. Q&Aコーナー  
会員のみなさんの疑問・質問にお答えします。

## 《納涼盆踊り大会開催報告》

事業部長 杉下

ニュータウン自治会主催による恒例の納涼盆踊り大会を、去る8月18日、白岡東小学校校庭で開催しました。今年の納涼盆踊り大会は、県知事選挙による会場の都合により、例年より1週間繰り上げて開催しましたが、非常に多くの会員の方々にご来場いただき大盛況でした。ご来場いただいた会員の皆様に感謝いたします。

今年の納涼盆踊り大会では、例年同様、自治会員による盆踊りおよび町内文化団体によるアトラクションを行いました。また、町長、白岡東小学校長および自治会長にご挨拶していただきました。

盆踊りにおきましては、踊りの輪が二重または三重にもなり、大変な盛り上がりでした。盆踊りに参加していただいた会員の方の数は、間違いなく、今までの盆踊り大会の中で最多であったことと思います。サテンドール、ソーラン白岡、アズカンパニーおよび青菫灘子の各町内団体に日頃の成果をアトラクションとして披露していただきました。いずれもすばらしい演奏・演技で好評でした。金魚すくい、ヨーヨー、スーパーボールおよび輪投げのコーナーは、いずれも大勢の子供達が列をなす大盛況でした。会員の皆様に楽しい夏の夕べを過ごして、いただけたものと思います。

今年の盆踊り大会も、事故・トラブルが起きることなく、無事に終了することができました。大会の準備・実行に熱心にご協力していただいた、班長、ボランティア、事務局および役員の皆様には、深く感謝いたします。また、事業部の班長の皆様は、今年5月より盆踊り大会準備に取り組んでいただきました。ご苦労さまでした。

来年は、自治会創立20年記念の納涼盆踊り大会であり、例年よりも規模・内容を充実させた大会となることでしょう。担当役員・班長の方のご活躍を祈念いたしております。



明るいうちから徐々に雰囲気盛り上がりです



小さい子どもからお年寄りまで踊りの輪が二重三重に広がりました



子どもたちに大人気！  
ヨーヨー釣りとスーパーボールすくい



日頃の活動の成果を存分に  
披露していただきました



## 納涼盆踊り大会寄付金

[総合計 309,000 円+品物]

【ご寄付ありがとうございました。】

◎一般寄付 (敬称略・順不同)

(10,000 円) 白岡ガス(株)・(株)ヤオコー新白岡店・藤野医院・桜井造園・杉の子幼稚園・  
テレコム通信工業(株)・(有)白岡総合園芸・カクタフーズ(株)・(有)玉木印刷・  
(有)山口電気商会・(株)日展・西武建設(株)

12件 120,000円

(5,000 円) 総合地所(株)・(株)武蔵野銀行新白岡支店・(株)東洋不動産白岡店・  
白岡ニュータウン歯科・白岡タクシー(株)・すぎた動物病院・ジャンジャン・  
味噌・小林商店・イズカ薬品(株)新白岡店・細谷豊店・(有)呉服のたぐち・  
高井歯科医院・新白岡駅前郵便局・(有)イコア・カットハウスモモ・関山無線・  
うたのひろばキャッスル・理容室ムサシ・さくら接骨院・日本亭・  
奥山こどもクリニック・新白岡駅前内科・白岡東小学校

24件 120,000円

(3,000 円) サイシン新白岡校・ミニストップ・モノクラブ・アークヘア・やきとり駒形・  
美容室スワールルア・第一生命(株)白岡支部・はまだ歯科医院・ログハウスくら・  
(有)Kyびようしつ・マメールアンジュ・(有)アメニティリース・  
シェーン英会話スクール新白岡校・セブンイレブン新白岡店・ポンメガネ・  
(有)ニュー白岡不動産・鮎処たての・フラワーカフェ ローゼ・吉羽庵・  
しらおか眼科クリニック・新白岡整形外科・白岡町・日本海庄や新白岡店

23件 69,000円

(品物) フレンドマートさいとう：清酒6本入り3箱、清酒(720ml)3本入り2箱、  
500ml入りペットボトル飲料48本、醤油6本、缶ジュース2箱、玉葱10kg  
日本海庄や新白岡店：清酒1本  
(有)白岡総合園芸：缶ビール1箱



## 《高齢者の介護について》

唐突ではありますが… ご存知でしたか？「地域包括支援センター」があることを！  
 皆さんはある日突然自分の両親や配偶者に介護が必要になったとき、どのように対応したら良いのか心配になったことはありませんか？そこで今回は多数の広報部員の中で関心のあった高齢者の介護を取り上げてみることにしました。

7月初め、私たち広報部員5名は白岡町役場の高齢福祉課を訪れ、介護についてお話を伺いました。まったく前提知識のない私たちでしたが、いろいろ説明していただいた後は、だいぶ不安や疑問を解消することができました。取材を通じて皆一様に感じたのは、とにかく高齢者の介護で不安がある時は「地域包括支援センター」に相談してみたら良いのではないかとということでした。

### ○介護保険○

介護保険は市町村によって運営されており、40歳以上のすべての人が加入します。

また平成18年4月に法律改正され「できるだけ要介護状態にならないように」という介護予防に重点を置いたしくみに変わりました。

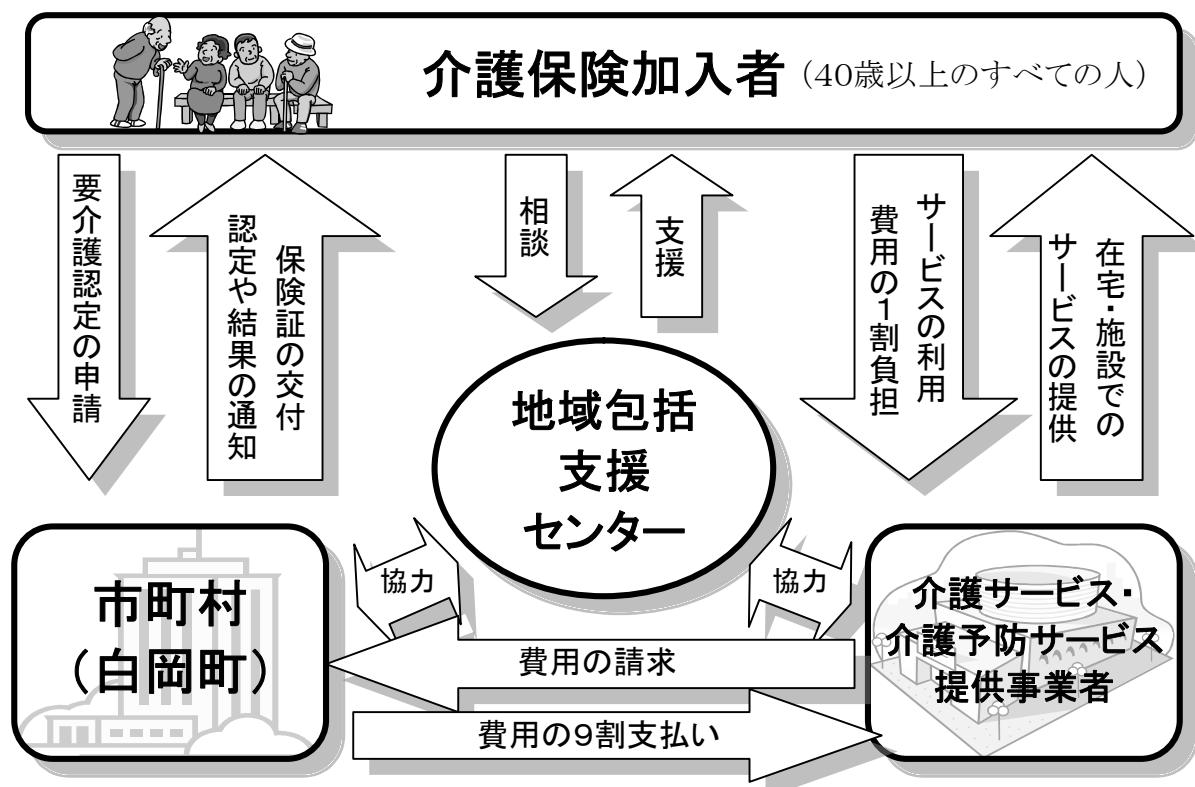
### ☆地域包括支援センター☆

地域包括支援センターは平成18年4月に法律で制度化された、高齢者の生活を支えるための総合的な相談に対応する機関です。また要支援と認定された方のケアプランの作成もおこないます。

- |      |              |               |
|------|--------------|---------------|
| 主な仕事 | ・総合的な相談・支援   | ・介護予防ケアマネジメント |
|      | ・ケアマネジャーへの支援 | ・高齢者の権利擁護     |

白岡町高齢福祉課内 電話:(直通)92-9450

### ■介護保険のしくみ



## ■介護サービス・介護予防サービスを利用できる方

### ● 65歳以上の方(第1号被保険者)

「要介護認定」を受けた方。介護が必要となった原因は問われません。

#### 介護保険の保険証

- ・ 65歳になる月に、一人一枚ずつ交付されます。
- ・ 要介護認定を申請するときやサービスを利用するときに必要なとなります。

### ● 40～64歳の方(第2号被保険者)

介護保険で対象となる病気(特定疾病)が原因で「要介護認定」を受けた方。

※ 特定疾病の詳細については白岡町高齢福祉課へお問い合わせください。



## ■要介護認定の手続き

介護保険を利用するときは、まず市町村が行う要介護認定を受ける必要があります。要介護認定とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

### 1. 申請

利用者本人または家族が申請を行います。

申請の窓口は白岡町高齢福祉課です。

※地域包括支援センター、居宅介護支援事業者(介護保険施設)でも申請の依頼ができます。



### 2. 要介護認定

申請をすると、訪問調査や主治医の意見書をもとに公平な審査・判定が行われ、要介護度(介護や支援が必要な度合い)が決まります。



### 3. 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや、介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。



要介護 (要介護1～5)	要支援 (要支援1～2)	非該当
介護サービスを利用できます。	介護予防サービスを利用できます。	地域支援事業を利用できます。

※それぞれのサービスの詳細は次のページをご覧ください。

## ■介護サービス

要介護1～5と認定された方が利用できます。

自分らしく、できるかぎり自立した暮らしができるようサービスを選びましょう。

### ◎ 居宅サービス…在宅でサービスを受けたい方

#### 利用の流れ

1. 居宅介護支援事業者に連絡します。ケアマネジャーが決まります。
2. ケアマネジャーがケアプランを作ります。
3. サービス事業者と契約し、サービスの利用が始まります。

#### サービスの種類

サービスの利用についての相談	居宅介護支援
自宅を訪問してもらう	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション
医師の指導のもとでの助言・管理	居宅療養管理指導、訪問看護
施設に通う	通所介護、通所リハビリテーション
短期間施設に泊まる	短期入所生活介護、短期入所療養介護
施設に入って利用する居宅サービス	特定施設入居者生活介護
このほか、地域密着型サービス、福祉用具貸与・購入、住宅改修 など	

### ◎ 施設サービス…施設に入所したい方

#### 利用の流れ

1. 介護保険施設に申し込みます。
2. 施設でケアプランを作り、サービスの利用が始まります。

#### サービスの種類

生活介護が中心の施設	介護老人福祉施設
介護やリハビリが中心の施設	介護老人保健施設
医療が中心の施設	介護療養型医療施設

## ■介護予防サービス

要支援1～2と認定された方が利用できます。今よりも状態が悪くならないように、また少しでも自分でできることが増えるようになるために利用しましょう。

### 利用の流れ

1. 地域包括支援センターに連絡・相談し、契約を結びます。
2. 家族や地域包括支援センターと話し合い、問題の解決方法を考えます。
3. 地域包括支援センターといっしょに介護予防ケアプランを作ります。
4. 介護予防ケアプランにもとづいてサービスの利用が始まります。

### サービスの種類

サービスの利用についての相談	介護予防支援
日常生活の手助け	介護予防訪問介護
自宅で入浴、リハビリ	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問、リハビリテーション
医師の指導のよとの助言・整理	介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護
施設に通う	介護予防通所介護、介護予防通所、リハビリテーション
短期間施設に泊まる	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所、療養介護
施設に入って利用するサービス	介護予防特定施設入居者生活介護
このほか、地域密着型サービス、福祉用具貸与・購入、住宅改修 など	

## ■地域支援事業

認定審査で非該当と判定された方や、地域のすべての高齢者を対象とした事業です。

### サービスの種類

運動器の機能向上	ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動 など
栄養改善	栄養相談、栄養教育 など
口腔ケア	口腔機能向上訓練、口腔・義歯清掃法の指導 など
閉じこもり、うつ、認知症の予防支援	うつや認知症の治療の必要性および受診勧奨 など



## ■参考 「高齢者が暮らす主な施設」(日本経済新聞 8月19日記事より)

		特徴と対象者	費用のメド
老人ホーム 特別養護	従来型	最も多くの高齢者が生活。費用は比較的安価だが、待機者が多く入居が難しい。従来型は相部屋が多いが、ユニット型は個室が多い。65歳以上の要介護認定者のうち、要介護度が高い人、認知症がある人などが優先される。	月額3万5000～約10万4000円（食費・居住費、介護サービス1割負担を含む）。日常生活費などは別途
	ユニット型		月額5万～約14万円（食費・居住費、介護サービス1割負担含む）。日常生活費などは別途
老人保健施設		病院で治療を受けた人が自宅や老人ホームなどに復帰するために、リハビリテーションを行う施設。65歳以上の要介護認定者などが対象。特別養護老人ホームの待機者も多い	要介護度と所得、部屋タイプに応じて、月額7万～13万円（食費・居住費、介護サービス1割負担含む）。これに日常生活費などが加わる
認知症高齢者グループホーム		認知症の高齢者が5～9人ぐらいのユニットで、サポートを受けながら共同生活する	要介護度と所得に応じて、月額10万～約15万円（食費・部屋代、介護サービス1割負担含む）。これに日常生活費などが加わる
ケアハウス		部屋は個室で、夫婦で暮らせる部屋も。介護が必要な場合は、介護保険の訪問サービスを利用。一部には職員から介護を受けられる介護付きも。身の回りのことはできるが、自宅で暮らすのは不安という高齢者が主な対象	月額約7万～約14万円（事務費、生活費、管理費含む。施設の規模、所得、地域などによって異なる）。介護付きの場合は、月額約18万円前後になる。入居時に保証金が必要な施設も
有料老人ホーム	介護付き	ホームの職員から介護サービスを受けられる	入居一時金はゼロから数億円まで。月額約12万～約30万円（管理費、家賃、食費など）。これに介護サービス1割負担、日常生活費などが加わる。終身利用権方式、賃貸方式など施設によって異なる
	住宅型	介護が必要になったら介護保険の訪問サービスを利用。最近数が増えている	
	健康型	健康で自立した人が中心で、介護が必要になったら、原則として退去する	

※原則的なケース。費用などは施設ごとや職員の配置状況によっても変わるので各施設に確認が必要

## ■おわりに

この記事をまとめるにあたり、白岡町役場の高齢福祉課および地域包括支援センターの方々に資料提供とご説明をしていただきました。お礼を申し上げます。

なお、これらの介護サービスの内容について詳しくお知りになりたい方は、白岡町役場の高齢福祉課、または地域包括支援センターまでご相談ください。

(広報部)

## Q & A コーナー

**Q1** : 防犯について、空き巣等の被害事例を教訓にしたいので、どんな手口で忍び込まれたかなど特に気をつけるポイントを教えて欲しい。

侵入盗の被害があれば具体的な状況を知らせて欲しい。

A : 来る 11/17 に県の防犯の町づくり出前講座を予定しているの、そこでの議論の機会を利用してください。



**Q2** : 街路樹が強風などで飛んで、家屋の一部が損壊を受けた場合、保障はどうか？

A : 町に問い合わせた結果、適用される公的な保障はないとのことでした。

**Q3** : ニュータウン脇の用水路が汚れているが、掃除はどうなっているか？

A : 用水路の清掃は町役場をお願いしています。

**Q4** : 燃えるゴミの収集時間を現状の AM11~12 時よりも早くして欲しい。

A : 順番に収集がなされるもので、ある地域を優先させることは出来ません。

**Q5** : 公園のゴミ箱はカラス対策を含め不要と考えるので撤去して欲しい。  
高岩公園のものも含めて。

A : 町役場において、網型のものについては早急に撤去するとのこと。  
固定されているゴミ箱については、いずれ撤去の方向で考えてくれます。  
公園で出たゴミは各自でお持ち帰り願います。

(班長会での質問等について、自治会役員が回答するコーナーです。)

**班会議を実施しましょう。**

**会員のみなさんのご意見をお聞きすることができる重要な場です。  
今年度未実施の班のみなさま、よろしく願います。**

## ＝次号予告＝

特集記事『白岡ニュータウン20年のあゆみ』

20年目を迎えようとしている白岡ニュータウン自治会。

次回1月の新年号では時の流れを振り返ってみたいと思います。